

生年月日を確認してください

麻しん風しん混合ワクチン（2期）予防接種を受けるまえに

接種年齢及び方法

：平成26年4月2日生～平成27年4月1日生まで（いわゆる年長児）

接種回数：1回

接種期間：令和3年3月31日まで

接種場所：市内指定医療機関

持ち物：母子健康手帳・予診票・体温計・筆記用具

* 母子健康手帳を忘れた場合は接種できませんので必ずご持参ください。

費用：無料

* 麻しんや風しんにかかったことがある方でも、麻しん風しん混合予防接種が可能です。ただし、かかっていないどちらか一方の予防接種を希望される場合は、麻しんや風しんのみの予防接種も可能です。その際、混合ワクチンの予診票は使えません。予診票は医療機関にありますのでお問い合わせください。

注意！ 野田市外に住民票をうつした場合、野田市の予診票を使って接種することはできません。必ず転出先の市区町村でご確認ください。

接種の前に、この説明書をよくお読みになってからお出かけください。

予防接種は体調のよいときにお受けください。

予防接種はお子さまの体調のよくわかる保護者の方がお連れください。必ず保護者が同伴してください。

予診票に記入もれがあると接種できない場合があります。責任をもって記入してください。ボールペン等消えない筆記用具で記入してください。

病気で治療中の場合や何らかの薬を飲んでいる場合は主治医に相談してから受けるようにしましょう。

【麻しんとは】

麻しんウイルスの空気感染によって起こります。感染力が強く、予防接種を受けないと多くの人がかかる病気です。潜伏期間は10日から2週間で発熱、せき、鼻汁、めやに、発疹を主症状とします。

最初3～4日間は38℃前後の熱で、一時おさまりかけたかと思うと、また39～40℃の高熱と発疹がでます。高熱は3～4日で解熱し、次第に発疹も消失します。しばらくは色素沈着が残ります。

主な合併症については、気管支炎、肺炎、中耳炎、脳炎があります。

【風しんとは】

風しんウイルスの飛沫感染によって起こります。潜伏期間は2～3週間です。軽いかぜ症状で始まり、発疹、発熱、後頸部リンパ節腫脹などが主症状です。そのほか、眼球結膜の充血もみられます。発疹も熱も3日間で治るので「三日ばしか」と呼ばれることもあります。

合併症として、関節痛、血小板減少性紫斑病、脳炎などが報告されています。妊婦が妊娠早期にかかると先天性風しん症候群により、心臓病、白内障、聴力障がいなどの障がいを持った児が生まれる可能性が高くなります。

裏面に続く

副反応について

副反応の主なものは、発熱と発疹です。接種後数日～14日後37.5 以上38.5 未満の発熱は、第2期で約3.4%にみられます。38.5 以上の発熱は、第2期で約4.5%にみられます。発疹は第2期で約1.7%にみられます。

他の副反応として、注射部位の発赤、腫脹（はれ）、硬結（しこり）などの局所反応、じんましん、リンパ節の腫脹、関節痛、けいれんなどがみられます。

こんなときは受けられません

発熱しているとき。（接種会場で体温が37.5 以上ある場合）

平熱の高い人は主治医に相談してください。

重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな場合。

このワクチンの成分により、アレルギーを呈する恐れが明らかな場合。

麻しん風しん混合（MR）・水痘・おたふくかぜ・結核（BCG）など生ワクチンの予防接種をして、27日以上経過していない場合。日本脳炎・不活化ポリオ・インフルエンザなどの予防接種をしてから6日以上経過していない場合。

令和2年10月1日より、他の予防接種との接種間隔について変更の予定です。詳細は、保健センターにお問い合わせください。

麻しんにかかり、治ってから4週間程度経過していない場合。風しん・水痘・おたふくかぜなどの病気にかかり、治ってから2～4週間程度経過していない場合。突発性発疹・手足口病・溶連菌感染症・伝染性紅斑（りんご病）などの病気にかかり、治ってから1～2週間程度を経過していない場合。

（いずれの場合も医師の診察で予防接種の適否が判断されます。）

その他、医師が予防接種を受けることが不相当と認めた場合。

こんなときは受ける際に注意が必要です

心臓病・腎臓病・肝臓病、血液の病気や発育障がいなどで治療を受けている場合。

これまで予防接種で、接種後2日以内に発熱及び発疹、じんましんなどのアレルギーと思われる異常がみられた場合。

過去にけいれんを起こしたことがある場合。

必ず、事前に主治医に相談してから受けるようにしましょう。

過去に免疫不全の診断がなされている場合及び近親者に先天性免疫不全症の者がいる場合。

予防接種による健康被害救済制度について

定期の予防接種によって引き起こされた副反応により、医療機関での治療が必要になったり、生活に支障がでるような障がいを残すなどの健康被害が生じた場合には、予防接種法に基づく補償を受けることができます。

<問合せ先>

保健センター ☎04-7125-1188

関宿保健センター ☎04-7198-5011

